

“国交省仕様”で建設現場に快適を 普及を進めて緊急時の安心確保も

国土交通省は、建設現場に「快適トイレ」と名付けた仮設トイレを設置することを決め、その標準仕様についても定めた。10月1日以降に入札手続きを開始した土木工事から導入している。現場の作業員たちが男女を問わず、快適に用が足せる環境を整えようとの取組みだ。

トイレは、英語ではrest・room(レストルーム)と言う。レストとは、休憩とか安らぎ、といった意味なので、レストルーム即ちトイレは、「安らぎの部屋」というようなものだ。ところが、建設現場におけるそれはどうだったか。すべてに当てはまるとはいえないだろうが、今あえて国交省が号令を掛けなければならないほど、これまで現場のトイレには快適さがなく、さほどの改善もされて来なかったのではないか。

昨年、建設現場で働く何人かの女性に話を聞く機会があった。そのときだれもが口にしたのは、「現場のトイレには入る気がしない」という意見。その理由は推して知るべし。女性の意見を一点挙げるとすれば、男性用トイレのすぐ隣に女性用が設置されている場合、「そこに入ることはあり得ない」との声。この心理は、もしかすると男性には理解し難いかもしれない。これまで女性作業員が少なかったから、という理由もあるだろう。だが、人数の多い少ないにかかわらず、女性の声にもっと耳を傾けるべきだったのだ。そこで、「快適トイレ」である。

国交省による標準仕様は

- ① 洋式便座、
 - ② 水洗機能、
 - ③ 臭い逆流防止、
 - ④ 容易に開かない施錠機能、
 - ⑤ 照明設備、
 - ⑥ フック付又は荷物置場設備機能、
- を必ず備えているもの。

ほかに、男女別の明示や入口の目隠し、鏡付きの洗面台等も備えられる。

実はこの「快適トイレ」にはもうひとつの目論見があるという。それは、各地の建設現場にこれを普及させ、将来、万一の災害時に緊急用として転用することだ。災害で避難生活が長引くほどトイレの快適性が重視される。

そのとき「快適トイレ」が役立つように備えを進めておけば心強い。

もっとも、そのような状況に直面しなくて済むに越したことはないのだが。

東京室内装飾新聞(第603号)より引用